

移動の自粛に向けた呼びかけについて

令和3年1月8日

(一部改正) 令和3年1月13日

(一部改正) 令和3年2月2日

(一部改正) 令和3年3月8日

国土交通省

1月7日及び13日に新型コロナウイルス感染症政府対策本部（以下「政府対策本部」という）が開催され、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく基本的対処方針が変更され、緊急事態措置を実施すべき区域として、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の11都府県が指定された。

変更された基本的対処方針では、対象都府県において不要不急の外出・移動の自粛が求められ、特に20時以降の不要不急の外出自粛について徹底することが規定され、1月7日及び13日の国土交通省対策本部において、大臣から空港や鉄道駅、高速道路のSA・PA等における移動自粛の呼びかけの実施について指示がなされ、現在、対象都府県では次のような呼びかけを実施している。

その後の政府対策本部において、緊急事態措置を実施すべき区域から栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県が除外される一方、1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）については実施期間が3月21日まで延長され、1都3県については、これまで対応を継続するとともに、緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県においても、当面の間、不要不急の外出・移動の自粛の要請を継続することとされた。これを踏まえ、国土交通省対策本部において、大臣から1都3県及び除外された7府県において移動自粛の呼びかけを継続するよう指示がなされたところ、次のとおり対応[※]するものとする。

なお、期限を前に緊急事態宣言が解除された区域が今後生じた場合においても、同様に取り扱うものとする。

※ 本取組については、令和2年8月7日の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、分科会の提言で示された「ステージⅡ」の指標を対象都府県が満たすまで継続することとし、また、本取組を終了する際は別途通知するものとする。

呼びかけを行う対象施設

- ・ 空港ターミナル
- ・ 鉄道駅（新幹線及び在来線の主要駅）
- ・ バスターミナル（高速バス、空港アクセスバス）
- ・ フェリー・旅客船ターミナル
- ・ SA・PA、道の駅

呼びかけ内容

（緊急事態宣言が発出されている地域におけるアナウンス内容）

国土交通省から、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです。現在、緊急事態宣言が発出されております。不要不急の外出・移動については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、控えていただきますよう、お願いいたします。特に、発熱などの症状がある方については、御注意いただきますよう、お願いいたします。

（緊急事態宣言が解除された地域におけるアナウンス内容）

国土交通省から、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです。不要不急の外出・移動については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、控えていただきますよう、お願いいたします。特に、発熱などの症状がある方については、御注意いただきますよう、お願いいたします。